

第3編 風水害対策編

第1章 総 則

第1節 計画作成の趣旨

第1 計画の目的

この計画は、住民生活に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な風水害に対処するため、平成7年の梅雨前線豪雨災害や、平成18年7月豪雨災害、令和元年東日本台風災害などの過去の大規模な災害の経験を教訓に、近年の社会構造の変化を踏まえ、村、県、公共機関、事業者及び住民が相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することにより、かけがえのない住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2 計画の基本方針

- 1 この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、朝日村防災会議が作成する「朝日村地域防災計画」の第3編「風水害対策編」として、大規模な風水害に対処すべき事項を中心に定める。
- 2 この計画は、防災の時間的経過に応じて、「災害予防計画」・「災害応急対策計画」・「災害復旧・復興計画」の基本的事項を定め、風水害対策を総合的に推進していくもので、各防災関係機関及び村の各対策本部は、この計画に基づき、細部実施マニュアル等を定め、その具体的推進に努める。
- 3 この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、速やかにこれを修正する。

第2節 防災の基本方針

第1 防災対策の基本

防災対策を行うに当たっては、次の事項を基本とし、村、県、防災関係機関及び住民がそれぞれの役割を認識しつつ、一体となって最善の対策をとる。

特に、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるよう、対策の一層の充実を図る。

- 1 計画的で周到かつ十分な災害予防
- 2 迅速かつ円滑な災害応急対策
- 3 適切かつ速やかな災害復旧・復興

第2 防災体制の強化

村、県及び防災関係機関は、緊密な連携のもと、人命の安全を第一に、次の事項を基本とし、必要な措置を講ずる。

- 1 要配慮者を含めた多くの住民の地域防災活動への参画
- 2 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むなど、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者等の参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立

第3 住民の責務

住民は、「自らの命は自らが守る」との認識のもと、地域、職場、家庭等においてお互いに協力し合い、災害時を念頭においた防災対策を平常時から講ずる。

第4 自助・共助・公助の体制

どこでも起こり得る災害時の被害を最小化し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う運動を展開する。

また、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図る。

第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務 又は業務の大綱

第1 実施責任

1 朝日村

村は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、村並びに住民の生命、身体及び財産を保護するため、県、指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 松本広域消防局

松本広域消防局は、災害から組織市村並びに住民の生命、身体及び財産を保護するため、防災関係機関及び市村災害対策本部等と緊密な連携のもとに、防災活動を実施する。

3 長野県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、県並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

4 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、村並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

5 指定公共機関及び指定地方公共機関等

指定公共機関及び指定地方公共機関等は、その業務の公共性又は公益性を鑑み自ら防災活動を実施するとともに、村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、常日ごろから災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、応急措置を実施する。また、村、県及びその他防災関係機関の防災活動に協力する。

7 住民

村の住民は、「自らの命は自らが守る」との認識のもとに、地域、職場、家庭等においてお互いに協力し合い、災害時を念頭においた防災対策を平常時から講ずる。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 朝日村

- (1) 朝日村防災会議及び朝日村災害対策本部に関すること。
- (2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。
- (3) 水防その他の応急措置に関すること。
- (4) 災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。
- (5) 避難指示等に関すること。
- (6) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。

- (7) 災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること。
- (8) その他村の所掌事務についての防災対策に関すること。
- (9) 村内における公共的団体及び自主防災会の育成指導に関すること。

2 松本広域消防局

- (1) 消防力の整備に関すること。
- (2) 災害の予防、警戒及び鎮圧に関すること。
- (3) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。
- (4) 防災に関する訓練の実施及び教育に関すること。
- (5) 自主防災会の育成指導に関すること。

3 長野県

- (1) 長野県防災会議に関すること。
- (2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。
- (3) 水防その他の応急措置に関すること。
- (4) 県域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。
- (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。
- (6) 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること。
- (7) その他県の所掌事務についての防災対策に関すること。
- (8) 市町村及び指定地方公共機関の災害事務又は業務の実施についての救助及び調整に関すること。
- (9) 自衛隊の災害派遣要請・撤収に関すること。

4 塩尻警察署

- (1) 災害関連情報の収集及び伝達に関すること。
- (2) 避難指示等に関すること。
- (3) 被災者の救出に関すること。
- (4) 交通規制及び警戒区域の設定に関すること。
- (5) 行方不明者の調査又は遺体の検視に関すること。
- (6) 犯罪の予防、取締りその他社会秩序の維持に関すること。
- (7) その他の所掌事務についての風水害対策に関すること。

5 指定地方行政機関

(1) 関東農政局（長野支局）

ア 災害予防対策

(ア) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること。

(イ) 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、湛水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関すること。

イ 応急対策

(ア) 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。

- (イ) 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関すること。
 - (ウ) 災害時における生鮮食料品等の供給に関すること。
 - (エ) 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること。
 - (オ) 土地改良機械及び技術者等の把握、緊急貸出及び動員に関すること。
- ウ 復旧対策
- (ア) 災害発生後はできる限り速やかに査定を実施し、農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関すること。
 - (イ) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。
- (2) 中部森林管理局（中信森林管理署）
- ア 国土保全に直接資する保安林の整備、管理の適正化に関すること。
 - イ 林野火災の予防及び発生時の応急措置に関すること。
 - ウ 災害応急対策用材の供給に関すること。
- (3) 長野労働局
- ア 事業場における産業災害の防止に関すること。
 - イ 事業場における自主的防災体制の確立に関すること。
- (4) 関東地方整備局、北陸地方整備局、中部地方整備局
- ア 災害予防
 - (ア) 応急復旧用資機材の備蓄の推進
 - (イ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施
 - (ウ) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定
 - イ 応急・復旧
 - (ア) 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施
 - (イ) 防災関係機関との連携による応急対策の実施
 - (ウ) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保
 - (エ) 所管施設の緊急点検の実施
 - (オ) 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施
- (5) 東京航空局（東京空港事務所、松本空港出張所）
- ア 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するために必要な措置に関すること
 - イ 遭難航空機の捜索及び救助に関すること
 - ウ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること
- (6) 東京管区气象台（長野地方气象台）
- ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。
 - イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。
 - ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。
 - エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。

オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。

6 陸上自衛隊第13普通科連隊

- (1) 災害時における人命又は財産の保護のための応急救援活動に関する事。
- (2) 災害時における応急復旧活動に関する事。

7 指定公共機関及び指定地方公共機関

- (1) J R 東日本
 - ア 鉄道施設の防災に関する事。
 - イ 災害時における避難者の輸送に関する事。
- (2) 日本貨物鉄道
 - 災害時における鉄道貨物による救助物資等の輸送の協力に関する事。
- (3) 電気通信事業者（N T T 東日本株、株 N T T ドコモ、K D D I 株、ソフトバンク株、楽天モバイル株）
 - ア 電気通信設備の保全に関する事。
 - イ 災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関する事。
- (4) 日本放送協会（松本支局）及び放送各社
 - 災害情報等広報に関する事。
- (5) 中部電力、中部電力パワーグリッド株、東京電力ホールディングス株
 - ア 電力施設の保全、保安に関する事。
 - イ 電力の供給に関する事。
- (6) 東京電力新信濃変電所
 - 電力施設の保全、保安に関する事。
- (7) アルピコ交通
 - 災害時における鉄道車両及び旅客自動車による避難者の輸送の協力に関する事。
- (8) 日本郵便株信越支社
 - ア 災害時における郵便業務の確保、郵便業務に係る災害対策特別事務取扱い及び援護対策等に関する事。
 - イ 災害時における窓口業務の確保に関する事。

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) 松本広域森林組合
 - ア 村、県が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事。
 - イ 被災組合員に対する融資、あっせんに関する事。
 - ウ 木材の供給と物資のあっせんに関する事。
- (2) 朝日村商工会
 - ア 村、県が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事。
 - イ 被災組合の融資、あっせんの協力に関する事。
 - ウ 災害時における物価安定の協力に関する事。
 - エ 救助物資、復旧資材の確保、あっせんの協力に関する事。
 - オ 「危機発生時等の支援活動に関する協定書」に関する事。

(3) 松本ハイランド農協

- ア 村、県が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事。
- イ 農作物の災害応急対策の指導に関する事。
- ウ 被災農家に対する融資、あっせんに関する事。
- エ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関する事。
- オ 農産物の需給調整に関する事。

(4) 八十二銀行塩尻西支店

被災事業者等に対する資金融資に関する事。

(5) 各区長、民生児童委員会、日赤奉仕会、保育園保護者会、朝日小学校PTA、鉢盛中学校PTA

- ア 村、県が行う災害応急対策の協力に関する事。
- イ 被災者の救助・救護活動、炊き出し及び義援金品の募集等の協力に関する事。
- ウ 各種団体の活動に関連した防災上必要な活動に関する事。

(6) 朝日村社会福祉協議会

- ア 村、県が行う災害応急対策の協力に関する事。
- イ 被災者の救助・救護活動、炊き出し及び義援金品の募集等の協力に関する事。
- ウ ボランティアセンターの設置運営に関する事。
- エ 福祉避難所の設置運営に関する事。
- オ 各種団体の活動に関連した防災上必要な活動に関する事。

(7) 危険物施設の管理者

- ア 安全管理の徹底に関する事。
- イ 防護施設の整備に関する事。

(資料1 防災関係機関一覧表参照)

第2章 災害予防計画

第1節 風水害に強いむらづくり

建設環境課、産業振興課

第1 基本方針

村は、将来の気候変動の影響等外部環境の変化や、地域の特性に配慮しつつ、交通・通信施設の風水害に対する安全性の確保、治山、治水事業等の総合的、計画的推進等風水害に強い村土を形成し、建築物の安全性確保、ライフライン施設等の機能の確保等風水害に強いむらづくりを推進する。

また、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

第2 計画

1 風水害に強い村づくり

(1) 村

ア 総合的・広域的な計画の作成に際しては、暴風、竜巻、豪雨、洪水、地すべり、土石流、がけ崩れ等による風水害から村土及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。

イ 基幹的な交通・通信施設等の整備に当たっては、ネットワークの充実等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。

ウ 風水害に強い村土の形成を図るため、次の事項に配慮しつつ、治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業を総合的、計画的に推進する。

(ア) 河川改修やダムなどにより洪水の発生を軽減するとともに、洪水被害を想定した洪水ハザードマップの作成を支援する。

(イ) 土石流、地すべり、崖崩れ、雪崩などを防ぐため、治山・砂防施設の設置を推進するとともに、土砂災害警戒区域等の指定を通して、土砂災害のおそれのある区域について、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制を進める。

(ウ) 台風、集中豪雨等に伴う山地災害に対処する治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策を一体的に推進する。また、山地災害の発生を防止するため、森林の整備・保全を推進する。

(エ) 治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災、下水道等の事業による風水害対策を実施する場合は、環境や景観へも配慮する。

エ 住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設の安全性の確保等に努める。

オ 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

カ 大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模

氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

2 風水害に強いむらづくり

(1) 村

ア 風水害に強いむらの形成

(ア) 治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討する。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努める。

また、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。

(イ) 村地域防災計画において、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定める。名称及び所在地を定めた施設については、村地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定める。

(ウ) 土砂災害警戒区域の指定を受けた場合は、警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発表・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、情報伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知するよう努める。

また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。

(エ) 洪水、がけ崩れ等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域や土砂災害警戒区域等の指定について検討を行い、必要な措置を講ずる。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、村が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討する。

(オ) 立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付ける。

(カ) 防災拠点等の災害時において防災に資する公共施設の積極的整備を図るとともに、対応する災害に応じて防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保に努める。

(キ) 宅地造成及び特定盛土等規則法に基づく既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察を行う。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、災害を防止するために必要な措置を行う。さらに、その内容について、県と

情報共有を行うとともに、必要に応じて住民への周知を図る。

(ク) 道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図る。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。

(ケ) 所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。

(コ) アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流出により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進する。

(サ) 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いむらを形成する。

a 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進する等、風水害に強い土地利用の推進

b 住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供

c 河川、下水道について築堤、河道掘削、遊水池、放水路、雨水渠、内水排除施設等の建設等の推進

d 防災調節（整）池の設置、透水性舗装の実施、雨水貯留・浸透施設の設置、盛土の抑制等を、地域の特性を踏まえつつ、必要に応じて実施することによる流域の保水・遊水機能の確保

e 浸水想定区域の指定のあったときは、村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時、又は雨水出水時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。

f 浸水想定区域内に、要配慮者利用施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として村が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で、洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について村地域防災計画に定める。

g 名称及び所在地を定めたこれらの施設については、村は、村地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自主防災組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

h 浸水想定区域を村の区域に含む場合は、村地域防災計画において定められ

た洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

- i 洪水、雨水出水、土砂災害等による浸水実績、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の公表による、安全な村土利用の誘導、風水害時の避難体制の整備の促進
- j 洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受け、過去の浸水実績等を把握したときは、水害リスク情報としての住民、滞在者その他の者へ周知する。
- k 土砂災害のおそれがある箇所における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害防止対策を推進
 - 特に土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川においては、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施
- l 高齢者等に経済的・身体的に特に大きな負担を与える慢性的な床上浸水被害を解消するための床上浸水対策や、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等の防災施設及び病院、老人ホーム等の要配慮者利用施設に対する土砂災害対策を重点的に実施する等の生活防災緊急対策の推進
- m 土砂災害警戒区域における情報伝達、予警報の発表、伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制の整備の推進
- n 山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害危険地区の総合的な山地災害対策を推進
 - 特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進
 - また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検を実施
- o 農業用排水施設の整備、決壊した場合に影響が大きいため池における補強対策や統廃合、低・湿地地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策の推進
- p 災害発生時に被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、面的防護方式

のような複数の施設を有機的に連携させる方式の推進

イ 風水害に対する建築物等の安全性

- (ア) 浸水等風水害に対する安全性の確保に当たっては、浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえる。
- (イ) 不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設等について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。
- (ウ) 住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。
- (エ) 強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。
- (オ) 建築物等を浸水被害から守るための施設の整備を促進するよう努める。

ウ ライフライン施設等の機能の確保

- (ア) ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。
- (イ) ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上（下）水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設や廃棄物処理施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。
- (ウ) コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。

エ 災害応急対策等への備え

- (ア) 次章以降に掲げる、災害時の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上、人的ネットワークの構築を図る。
- (イ) 特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、防災対策の検討等を通じて、平常時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。
- (ウ) 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図る。
- (エ) 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結する等、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。また、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意する。
- (オ) 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資

の管理・輸送等) について、あらかじめ協定を締結しておく等、協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。

(カ) 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

(キ) 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

(ク) 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

(ケ) 平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

(2) 松本広域消防局

ア 消防職員

あらかじめ災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等について定めておき招集体制の充実を図る。

区 分	状 況	配 備 人 員
1号配備	現場からの要請、警報が発令された災害が相当に発生するおそれのあるとき	係長以上の職員
2号配備	現場からの要請、1号配備では対処できないと認められる場合	職員の2/3の招集
3号配備	2号配備では対処できないと認められる場合	全職員の招集
指定配備	大規模な災害が、局部的に発生し単独署所では対処できない場合	必要な人員の招集

イ 招集方法

招集方法は、職員非常招集表による。

ウ 村消防団

消防団員の招集は、村の招集計画による。

第2節 災害発生直前対策

総務課、住民福祉課

第1 基本方針

風水害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、あらかじめ気象警報・注意報等の伝達体制、住民の避難誘導體制、災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。

第2 計画

1 住民に対する情報の伝達体制の整備

気象警報・注意報等の伝達は、第3編（風水害対策編）第3章第1節「災害直前活動」の「警報等伝達系統」のとおりであるが、防災関係機関は、円滑で速やかな情報の伝達ができるように、体制の整備を図る。

2 避難誘導體制の整備

- (1) 村は、風水害により、住民の生命、身体等に、危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難計画を作成しておく。
- (2) 村は、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努める。
- (3) 村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。
また、村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難及び広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、広域避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
- (4) 村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。
- (5) 村は、土砂災害等に対する住民の警戒避難基準をあらかじめ土砂災害警戒情報等を用いて設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。第2編第2章第10節「避難の受入活動計画」参照。
- (6) 村は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。
- (7) 村は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについて

は、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。

また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直す。

国及び県は、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しについて、必要な助言等を行う。

(8) 村は、土砂災害等に対する住民の警戒避難体制として、大雨注意報、警報、土砂災害警戒情報等の防災気象情報を基に避難指示等の避難情報を適切に発令するとともに、住民に速やかに周知する。

(9) 村は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。

3 災害未然防止活動

(1) 村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

(2) 河川管理者、農業用排水施設管理者、下水道管理者等は、災害発生のおそれがある場合に適切な災害未然防止活動を実施できるよう、以下のような体制の整備を行う。

- ・ 所管施設の緊急点検体制の整備
- ・ 応急復旧のための体制の整備
- ・ 防災用資機材の備蓄
- ・ 水防活動体制の整備（水防管理者）
- ・ ダム、せき、水門、ポンプ場等の操作マニュアルの作成、人材の養成（河川、農業用排水施設管理者）
- ・ 災害に関する情報についての地方自治体との連携体制の整備

(3) 水防管理者は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努める。

以降の計画は震災対策編を参照		
節	節名	震災対策編ページ使用
第3節	情報収集・連絡体制計画	46
第4節	活動体制計画	48
第5節	広域相互応援計画	51
第6節	救助・救急・医療計画	54
第7節	消防・水防活動計画	59
第8節	要配慮者支援計画	65
第9節	緊急輸送計画	72

第 10 節 障害物の処理計画

第 1 基本方針

河川の決壊、建築物の崩壊、街路樹、電柱等の倒壊、流倒木、放置車両、立ち往生車両等により、道路は一般の交通が不能あるいは困難な状態となることが予想されることから、応急対策については関係機関との事前協議やレッカー車、クレーン車、チェーンソー等を操作できる専門的技術者を確保する等、有事に備える。

第 2 計画

村は、森林組合等林業関係団体と倒木処理について調整し、あらかじめ体制を整備する。

以降の計画は震災対策編を参照		
節	節名	震災対策編ページ使用
第 11 節	避難収容活動計画	80
第 12 節	孤立防止対策	87
第 13 節	食料品等の備蓄・調達計画	89
第 14 節	給水計画	92
第 15 節	生活必需品の備蓄・調達計画	94
第 16 節	危険物施設等災害予防計画	96
第 17 節	電気施設災害予防計画	98
第 18 節	都市ガス施設災害予防計画	99
第 19 節	上水道施設災害予防計画	100

第 20 節 下水道施設災害予防計画

建設環境課

第 1 基本方針

下水道（汚水・雨水）、農業集落排水施設、浄化槽等（以下「下水道施設等」という。）は、水道、電気、ガス等と並び、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、風水害発生時においてもその機能の確保を図る必要がある。

風水害により施設に被害が生じた場合は、応援協定等に基づく復旧体制の確立、応急対策により早期復旧を図る。

第 2 計画

1 下水道施設等の風水害に対する安全性の確保

(1) 村

浸水対策の検討を行い、必要に応じて下水道の排水区域として位置付けるとともに、雨水渠等による整備を行う。

2 雨水流出抑制型下水道の整備

(1) 村

雨水の流出量を抑制し、地下かん養を図るため、雨水型貯留施設や雨水浸透型の排水設備導入について、住民への啓発活動等を行う。

3 緊急連絡体制被災時の復旧体制の確立の整備

(1) 村

ア 災害時において、迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等を定めた業務継続計画や災害対策要領等をあらかじめ策定する。

イ 業務継続計画や災害対策要領等に定められた対応が確実に機能するよう、訓練を実施する。

ウ 復旧体制について、他の地方公共団体との広域応援体制、関係団体等との協力体制を確立する。なお、「長野県生活排水事業における災害時応援に関するルール」及び「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」により、他の地方公共団体に応援要請をすることができる。

4 緊急用、復旧用資機材の計画的な備蓄

(1) 村

被災時には、被災の状況を的確に把握し、ライフラインとしての下水道の機能を緊急的に確保するため、発電機、ポンプ、テレビカメラ等の緊急用・復旧用資機材を計画的に購入、備蓄する。

5 下水道施設台帳の整備・拡充

(1) 村

風水害等により、下水道施設等が被災した場合、その被害状況を的確に把握できる

よう、事前に下水道施設台帳等の適切な調製・保管等の整備を図る。

本村においては、水道施設管理システム・水道施設監視システムの整備・更新によりこの台帳はデータベース化済みであり、適宜更新を継続することで、適切な下水道管理を推進する。

6 管渠及び処理場施設の系統の多重化

(1) 村

万一、下水道施設が被災した場合、ライフラインとしての機能を確保でき得る体制を整備する。

そのため、必要に応じて、系統の多重化、拠点の分散化、処理場施設のバックアップ体制の確保、代替施設の整備等による代替性の確保を図る。

以降の計画は震災対策編を参照		
節	節名	震災対策編ページ使用
第 21 節	通信・放送施設災害予防計画	103
第 22 節	鉄道施設災害予防計画	106
第 23 節	災害広報計画	107
第 24 節	土砂災害等の災害予防計画	108
第 25 節	防災都市計画	112

第 26 節 建築物災害予防計画

建設環境課、総務課、教育委員会

第 1 基本方針

強風又は出水等による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため、強風による落下物、転倒物の防止対策及び敷地の安全性の確保・建築物の浸水対策を講ずる。

第 2 計画

1 建築物の風害対策

(1) 村

- ア 公共建築物については、屋根材、看板等の飛散・落下防止のための点検を実施し、必要に応じて、改修を行う。
- イ 一般建築物については、屋根材、看板等の飛散・落下防止のための指導及び啓発を行う。
- ウ 道路占用物については、落下・転倒防止のための指導を行う。
- エ 落下物、屋外設置物による被害の防止対策について普及・啓発を図る。
- オ 住民に対し、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。

(2) 建築物の所有者等

- ア 屋根材、看板等の飛散・落下被害を防止するため点検し、必要に応じて、改修を行う。
- イ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを行う。

2 建築物の水害対策

(1) 村

- ア 出水によるがけ地の崩壊等により被害が発生するおそれのある区域について、建築等の制限を行うため条例の制定に努める。
- イ がけ地近接等危険住宅移転事業計画を策定し、移転事業の推進を図る。
- ウ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを行う。

(2) 建築物の所有者等

出水時における建築物の被害を防止するため、土地の状況等に応じ、盛土等の必要な措置を講ずる。

3 文化財の風水害予防

(1) 村

村教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

- ア 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。
- イ 防災施設の設置促進とそれに対する助成を行う。
- ウ 区域内の文化財の所在の把握に努める。

(2) 所有者

- ア 防災管理体制及び防災施設を整備し、自主防災会と連携して、自衛消防隊の確立

を図る。

イ 建造物内にある文化財の把握に努める。

以降の計画は震災対策編を参照		
節	節名	震災対策編ページ使用
第 27 節	道路及び橋梁災害予防計画	115
第 28 節	河川施設等災害予防計画	116
第 29 節	ため池災害予防計画	117

第 30 節 農林水産物災害予防計画

産業振興課

第 1 基本方針

風水害による農林水産関係の被害は、水稻、果樹、野菜等の冠水・倒状による減収、水田等の流失、ハウス・養魚場等生産施設の損壊や立木の倒壊・流失が予想されるとともに、農作物の病害発生や生育不良、家畜・水産物の斃死被害等も予想される。

そこで、被害を最小限にするための予防技術対策の充実と普及、適地適木の原則を踏まえた林野の整備等を推進する。

第 2 計画

1 農水産物災害予防計画

(1) 村

農業農村支援センター、農協等と連携し、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図る。

(2) 住民

農産物等災害対策指針に基づき、以下の災害予防対策を実施する。

< 作目別の主な予防技術対策 >

ア 水稻

(ア) 強風が予想される時は、水田はなるべく深水にし、倒状予防を図る。

(イ) 水路の流れを良くし冠水を抑えるため、清掃及び障害物の除去に努める。

イ 果樹

(ア) 防風林又は防風施設を配置し、被害の未然防止に努める。

(イ) 支柱、トレリス、果樹棚等の補強をし、枝折れ、落果被害の防止に努める。

(ウ) 台風等豪雨襲来の前に排水溝を設置し、冠水防止に努める。

ウ 野菜及び花木

(ア) 支柱のある作物は、支線の補強、防風ネットの設置等により未然防止に努める。

(イ) ハウスは、破損部の修理、支柱等の補強により倒壊を防ぐとともに、周囲に排水溝を設置し、冠水防止に努める。

(ウ) 風速30m/秒以上の強風が予想される場合は、支柱をねかせ、被覆フィルムは取り外す。

(エ) 台風等豪雨襲来の前に排水溝を設置し、冠水防止に努める。

エ 水産物

増水、濁水による養殖魚の斃死等が予想される時は、取水制限、餌止め等により被害防止に努める。

2 林産物災害予防計画

(1) 村

朝日村森林整備計画に基づき、健全な林野づくりを推進するとともに、県と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において、事業者が施設管理を適切に行うよう指

導又は助言する。

(2) 住民

村等が計画的に行う林野整備に協力する。

第 31 節 二次災害の予防計画

建設環境課、総務課

第 1 基本方針

災害発生時に被害を最小限に抑えるためには、発生が予想される二次災害を防止することが重要である。風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また、二次災害が発生する場合もあり、有効な二次災害防止活動を行うためには、関係機関の平常時からの体制の整備が不可欠である。

また、倒木の流出による二次災害の危険性もあり、これに対する予防対策をあらかじめ講じておく必要がある。

第 2 計画

1 構造物に係る二次災害予防対策

林道は、緊急避難路や輸送道路として災害発生後に利用される場合もあるが、構造上、土砂崩落等が起こる可能性もあるため、事前の対策が必要である。

その他の道路・橋梁等の被害を防ぐため、あらかじめ点検すべき箇所を把握しておくとともに、被災箇所の危険度を判定する基準等の整備が必要である。

(1) 村

村は、各計画の定めるところにより整備する。

2 危険物施設等に係る二次災害予防対策

<危険物関係>

(1) 村・松本広域消防局

消防法の定める危険物施設における災害発生時の二次災害の発生及び拡大を防止するため、緩衝地帯の整備、防災応急対策用資機材の備蓄等を推進するとともに、保安体制の強化のため、以下の事項を行う。

ア 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安委員等に対する保安教育の実施

イ 立入検査の実施等指導の強化

ウ 防災応急対策用資機材等の整備についての指導

エ 自衛消防組織の強化についての指導

オ 近隣の危険物取扱事務所との協定の締結の促進等の指導

<その他>

火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、毒物・劇物保管貯蔵、放射性物質使用施設等の二次災害予防対策については、松本広域消防局と協力して、関係機関、住民等に対して指導徹底する。

3 倒木の流出対策

豪雨災害時には、溪流に押し出された倒木が流路を閉塞し、鉄砲水の原因となったり、下流で橋梁等の構造物と絡んで水害を助長する原因となる場合もあるため、以下を実施し、安全性の向上を図る。

ア 河川管理施設の安全性を向上させる。

イ 現在工事中の箇所及び危険箇所等、二次災害の発生が考えられる箇所を事前に把握しておく。

4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策

災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生等の危険性があり、二次災害予防のため、それら災害が発生するおそれのある箇所（土砂災害警戒区域等）をあらかじめ把握しておくとともに、緊急に点検実施できるよう体制を整えておく。また、同時に、情報収集・警戒避難体制の整備も図る。

以降の計画は震災対策編を参照		
節	節名	震災対策編ページ使用
第 32 節	防災知識普及計画	124
第 33 節	防災訓練計画	128
第 34 節	災害復旧・復興への備え	131
第 35 節	自主防災会等の育成に関する計画	133
第 36 節	企業防災に関する計画	135
第 37 節	ボランティア活動の環境整備	137
第 38 節	災害対策基金等積立及び運用計画	139

第 39 節 風水害対策に関する調査研究及び観測

総務課、産業振興課

第 1 基本方針

台風、集中豪雨等の風水害は、毎年のように県内に被害をもたらしており、ときには、大きな被害が発生している。

また、本県には、地質構造の特異性から全国屈指の地すべり地帯が存在し、特に県中北部の第三紀層地帯においては、中・小規模の崩積地すべりが多く、豪雨災害時には比較的規模の大きな岩盤すべりも発生している。また、県南部の中央構造線沿いには、大規模な破砕帯に由来する地すべり履歴地が存在し、豪雨災害等を誘因に大規模かつ急激な動きを示す地すべりが発生する場合が見られ、予測と機構把握の困難さが特徴となっている。

すでに、国においても、気象等風水害に関する様々な研究が行われているところであるが、近年の都市部への人口集中、ライフライン施設への依存度の増大、居住地域の拡大等災害要因は一層多様化しているため、県・村・各機関が連携し、風水害に関する情報収集整理、科学的な調査研究等を行い、総合的な風水害対策の実施を図る。

第 2 計画

(1) 村

ア 地域の災害特性や災害危険性を科学的・総合的に把握するため、県の調査データのほか、必要に応じて防災アセスメントを実施し、その結果を計画の中で明らかにする。

イ 国等が行う観測施設の設置等に積極的に協力し、村内のデータの累積に努める。

以降の計画は震災対策編を参照		
節	節名	震災対策編ページ使用
第 40 節	観光地の災害予防計画	141
第 41 節	住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	142

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害直前活動

総務課

第1 基本方針

風水害については、災害発生の危険性のある程度は予測することが可能であり、被害を軽減するためには、気象警報・注意報等の住民に対する伝達、迅速な避難誘導等、災害の未然防止活動等の災害発生直前の活動が極めて重要である。特に、避難行動要支援者が迅速に非難できるよう対策を行うことが必要である。

第2 対策

1 警報等の住民に対する伝達活動

気象警報・注意報等を迅速かつ適切に伝達することは、災害発生直前に適切な行動をし、人的、物的被害を回避するためにも重要である。

関係機関は、別紙2の「警報等伝達系統」により気象警報・注意報・水位情報・土砂災害警戒情報等の伝達活動を行う。

(1) 村

ア 県、消防庁、NTT東日本(株)から特別警報の発表又は解除の通知を受けた場合又は自ら知ったときは、直ちにその内容を住民、滞在者、所在の官公署に周知する措置をとる。なお、周知に当たっては、関係事業者の協力を得つつ、村防災行政無線、災害情報共有システム（Lアラート）、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を通じて、迅速かつ的確に行うよう努める。

イ 各機関から通知を受けた気象警報・注意報等及び指示事項を速やかに周知徹底する。また、放送等により気象状況を常に把握し、気象警報・注意報等の補填に努める。

ウ 村において、住民から災害発生のおそれのある異常気象の通報を受けたときは、その旨を速やかに関係機関に伝達する。

エ 県から土砂災害警戒情報発表の通知を受けたときは、速やかに避難指示を発令するなど、住民の避難行動へつなげる。また、避難情報の周知を図る。

(2) 住民

以下のような異常を発見した者は、直ちに村長又は警察官に通報する。

ア 気象関係

強い突風、竜巻、強い降ひょう、激しい雷と大雨等の気象現象

イ 水象関係

河川や湖沼の水位の異常な上昇

a 避難指示等の種類

高齢者等避難	災害が発生するおそれがある場合において、避難に時間を要する高齢者等の要配慮者が円滑かつ迅速に避難できるよう、必要な情報の提供その他必要な配慮をすることをいう。
避難指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに、必要と認める地域の必要と認める居住者等（居住者、滞在者その他の者をいう。以下同じ。）に対し、避難のための立ち退きを指示することをいう。
緊急安全確保	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときに、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示することをいう。

警戒レベル	住民が取るべき行動	住民に行動を促す情報	住民が自ら行動を取る際の判断の参考となる情報 (警戒レベル相当情報)		
		避難情報等	洪水に関する情報		土砂災害に関する情報 (下段：土砂災害の危険度分布)
			水位情報がある場合 (下段：国管理河川の洪水の危険度分布* ¹)	水位情報がない場合 (下段：洪水の危険度分布)	
警戒レベル 5	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保	氾濫発生情報 危険度分布：黒 (氾濫している可能性)	大雨特別警報 (浸水害) ^{*2} 危険度分布：黒 (災害切迫)	大雨特別警報 (土砂災害) 危険度分布：黒 (災害切迫)
＜警戒レベル 4 までに必ず避難！＞					
警戒レベル 4	危険な場所から全員避難	避難指示	氾濫危険情報 危険度分布：紫 (氾濫危険水位超過相当)	危険度分布：紫 (危険)	土砂災害警戒情報 危険度分布：紫 (危険)
警戒レベル 3	危険な場所から 高齢者等は避難* *高齢者等以外の人、必要に応じ、普段の行動を見合わせたり自主的に避難	高齢者等避難	氾濫警戒情報 危険度分布：赤 (避難判断水位超過相当)	洪水警報 危険度分布：赤 (警戒)	大雨警報 (土砂災害) 危険度分布：赤 (警戒)
警戒レベル 2	自らの避難行動を確認する	洪水注意報 大雨注意報	氾濫注意情報 危険度分布：黄 (氾濫注意水位超過)	危険度分布：黄 (注意)	危険度分布：黄 (注意)
警戒レベル 1	災害への心構えを高める	早期注意情報			

- ※1) HP上に公表している国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)では、観測水位等から詳細(左右岸200m毎)の現況水位を推定し、その地点の堤防等の高さと比較することで警戒レベル2～5相当の危険度を表示。
- ※2) 水位情報がないような中小河川における氾濫は、外水氾濫、内水氾濫のいずれかによるものかの区別がつかない場合が多いため、これらをまとめて大雨特別警報(浸水害)の対象としている。

b 避難行動とは

避難行動は、数分から数時間後に起こるかも知れない自然災害から「命を守るための行動」であり、次のすべての行動が避難行動である。(※土砂災害は立退き避難が基本)

- (a) 指定緊急避難場所・指定避難所への移動
- (b) (自宅から移動しての) 安全な場所への移動(公園、畑、親戚や友人の家等)
- (c) 近隣の高い建物等への移動
- (d) 建物内の安全な場所での待避

避難発令基準(土砂災害等の場合)

警戒レベル	発令の区分	条 件	対象となる箇所
警戒レベル 3	高齢者等 避難	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報[土砂災害])が発表され、かつ土砂災害の危険度分布が「警戒(赤)」となった場合 ・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が言及されている場合 ・強い降雨を伴う台風が夜明けから明け方に接近・通過することが予想される場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒区域及び特別警戒区域箇所 土石流・・・31箇所 急傾斜地・・・48箇所
警戒レベル 4	避 難 指 示	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])が発表された場合 ・土砂災害の危険度分布で「危険(紫)」となった場合 ・警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令) ・警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令) ・近隣で土砂災害が発生した場合 ・近隣で前兆現象(溪流付近で斜面崩落、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生、土砂移動現象、地鳴り・山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等)が確認された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・条件を満たした格子領域及びその周辺の土砂災害警戒区域 ・人家のある特別警戒区域箇所 土石流・・・10箇所 急傾斜地・・・22箇所 ・大雨特別警報発令時には、既に指示等発令がされているが、避難指示等の対象地区の範囲が十分であるか再確認をする。
警戒レベル 5	緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当情報[土砂災害])が発表された場合 ・土砂災害の危険度分布で「災害切迫(黒)」となった場合 ・土砂災害が発生した場合 	

- ※ 大雨警報（土砂災害）：警戒レベル3相当情報、土砂災害警戒情報：警戒レベル4相当情報、大雨特別警報（土砂災害）：警戒レベル5相当情報
- ※ 長野県河川砂防ステーションによる土砂災害危険度分布、3時間先予測グラフ（スネークライン）の情報も参考とする。

避難発令基準（洪水害の場合）

対象河川：鎖川（浸水想定区域箇所指定なし）

警戒レベル	発令の区分	条 件	対象となる箇所
警戒レベル 3	高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> 洪水警報が発表され、今後も水位上昇が予想される場合 洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）が「警戒（赤）」となった場合 	・ 人家等に影響のある箇所 重要水防区域 ・ 朝日橋下流 （・ 曾倉沢合流点） （・ 舟ヶ沢合流点）
警戒レベル 4	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 洪水警報が発表され、なお河川水位が上昇し、堤防決壊の前兆現象が確認された場合 堤防決壊の前兆現象が確認された場合、又は決壊した場合 洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）が「危険（紫）」となった場合 	
警戒レベル 5	緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 洪水警報が発表され、堤防の決壊や越水・溢水が確認された場合 洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）が「災害切迫（黒）」となった場合 	

2 住民の避難誘導対策

風水害により、住民の生命、身体に危険が生じるおそれのある場合には、必要に応じて、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令により、適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。

また、浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、迅速かつ適切な避難誘導に努める。

(1) 村

ア 風水害の発生のおそれがある場合には、防災気象情報等を十分把握するとともに、河川管理者、消防団等と連携を図りながら、重要水防区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行い、危険がある場合又は危険が予想される場合は、住民に対して避難指示等を発令するとともに、適切な避難誘導活動を実施する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

イ 避難行動要支援者については、高齢者等避難の伝達を行うなどの、避難支援計画

- に沿った避難支援を行う。当日及び前日までの降水量等の気象状況等から、災害発生危険性があると判断した場合は、時間帯や利用者数等を総合的に判断し、要配慮者利用施設等に対して連絡・通報を行う。また、必要に応じて、自主防災会・住民等の協力を得て避難誘導活動を実施する。
- ウ 住民に対して避難指示等を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。
- エ 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、村は、住民等への周知徹底に努める。
- オ 災害時又は、災害が発生するおそれのある場合には、必要に応じ、指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し、住民等に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は、管理者の同意を得て避難所とする。
- カ 住民に対する高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達に当たっては、関係事業者の協力を得つつ、村防災行政無線、Ｌアラート（災害情報共有システム）、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ的確な伝達に努める。
- キ 情報の伝達、避難誘導の実施に当たっては、高齢者、身体障がい者その他歩行が困難な者等から優先的に行う等、避難行動要支援者に対して配慮するよう努める。
- ク 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の所在、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の所在等、避難に資する必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布、ホームページでの掲載など必要な措置をとる。
- ケ 緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難等の解除をする場合には、十分に安全性の確認に努める。
- コ 地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。
- サ 村は、災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。
- シ 村は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものも含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。
- ス 村は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

(2) 住民

避難の際には、出火防止措置をとった上、食料、日用品等の備蓄物資を携行する。

(3) 要配慮者利用施設の管理者

ア 要配慮者利用施設の管理者は、自らも防災気象情報の収集を行う等、自主的な防災活動に努める。

イ 災害が発生するおそれのある場合は、村、自主防災会等と連携し、避難誘導等を実施する。

3 災害の未然防止対策

村及び各施設の管理者は、災害発生のおそれがある場合は、事前に適切な災害未然防止活動を行い、被害の発生防止に努める。

(1) 水防管理者

村及び水防管理者は、水防計画に基づき、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険であると思われる箇所について、応急対策として水防活動を実施する。

(2) 河川管理者、農業用排水施設管理者等

河川管理者、農業用排水施設管理者等は、洪水、豪雨の発生が予想される場合には、ダム、せき、水門、ポンプ場等の適切な操作を行う。

その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ必要な事項を関係市町村及び警察署に通報するとともに住民に対して周知させる。

(3) 道路管理者

村及び道路管理者は、降水量等に応じて、パトロール、事前規制等の必要な措置を実施する。

(4) 住民

災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、その旨を村長又は警察官に通報する。

(5) 消防団及び消防機関

出水時に土のう積みなど迅速な水防活動を実施する。また、村、河川管理者と連携し、必要に応じ、水防上緊急の必要がある場所において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入の禁止又はその区域からの退去等の指示を実施する。

別紙 1

警報等の種類及び発表基準

1 気象業務法に基づくもの

大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予報される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速等の予想値が時間帯ごとに示され、市町村ごとに発表される。なお、大雨や洪水等の警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。

ア 特別警報・警報・注意報の概要

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報

イ 特別警報・警報・注意報等の種類と概要（長野地方気象台が発表するもの）

特別警報・警報・注意報等の種類	概要	
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
		大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸

特別警報・警報・注意報等の種類		概 要
警 報	大雨警報	水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)として、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報(土砂災害)は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
注 意 報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想された場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	

特別警報・警報・注意報等の種類		概 要
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等が発生するおそれがあるとときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるとときに発表される。

ウ 特別警報基準一覧表

種類	発表基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

(注) 発表に当たっては、指数(土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数)、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等について過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

(1) 雨を要因とする特別警報の指標

ア 大雨特別警報(浸水害)

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域ごとに設定し、以下の①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨※がさらに降り続けると予想される市町村等に大雨特別警報(浸水害)を発表。

① 表面雨量指数として定める基準値以上となる1 km格子がおおむね30個以上

まとまって出現。

- ② 流域雨量指数として定める基準値以上となる1 km格子がおおむね20個以上まとまって出現。

激しい雨※：1時間におおむね30mm以上の雨

イ 大雨特別警報（土砂災害）

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域ごとに設定し、この基準値以上となる1 km格子がおおむね10個以上まとまって出現すると予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（1時間におおむね30mm以上の雨）がさらに降り続けると予想される市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表。

(2) 台風等を要因とする特別警報の指標

「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧910hPa以下又は最大風速60m/s以上。

台風については、指標（発表条件）の中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における、暴風の警報を、特別警報として発表する。温帯低気圧については、指標（発表条件）の最大風速と同程度の風速が予想される地域における、暴風（雪を伴う場合は暴風雪）の警報を、特別警報として発表する。

(3) 雪を要因とする特別警報の指標

府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に、大雪特別警報を発表する。

雪に関する観測地点毎50年に一度の値（令和6年11月1日現在）

地点名	50年に一度の積雪深（cm）	既往最深積雪深（cm）
松本	57	78
大町	115	117

注1）50年に一度の値は過去の観測データから推定した値

注2）大雪特別警報は、府県程度の広がり50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に発表される。

個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

警報	大雨	浸水害	表面雨量指数基準	7
		土砂災害	土壌雨量指数基準	122
	洪水	流域雨量指数基準	鎖川流域=12.3	
		複合基準 ^{※1}	—	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風	平均風速	17m/s	
	暴風雪	平均風速	17m/s 雪を伴う	
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 20cm		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	3	
		土壌雨量指数基準	97	
	洪水	流域雨量指数基準	鎖川流域=9.8	
		複合基準 ^{※1}	—	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	13m/s	
	風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 10cm	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	1 積雪地域の日平均気温が 10℃以上 2 積雪地域の日平均気温が 6℃以上で日降水量が 20mm 以上		
	濃霧	視程	100m 以下	
	乾燥	最小湿度 20% で実効湿度 55% ^{※2}		
	なだれ	1 表層なだれ：積雪が 50cm 以上あって、降雪の深さ 20cm 以上で風速 10m/s 以上。又は積雪が 70cm 以上あって、降雪の深さ 30cm 以上 2 全層なだれ：積雪が 70cm 以上あって、最高気温が平年より 5℃ 以上高い、又は日降水量が 15mm 以上		
	低温	夏期：平均気温が平年より 4℃ 以上低く、かつ、最低気温 15℃ 以下（高冷地で 13℃ 以下）が 2 日以上続く場合 冬期：最低気温 -14℃ 以下（高冷地で -21℃ 以下）		
霜	早霜・晩霜期に最低気温 2℃ 以下			
着氷	著しい着氷が予想される場合			
着雪	著しい着雪が予想される場合			
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	100mm 以上	

※1 表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準値

※2 湿度は松本特別地域気象観測所、諏訪特別地域気象観測所、軽井沢特別地域気象観測所の値

- 1 警報・注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また新たな警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除又は更新されて、新たな警報・注意報にきりかえられる。
- 2 情報の取扱いについては警報・注意報等の伝達系統に準じて行う。

2 水防法に基づくもの

(1) 洪水予報

水防法に基づき、重要河川で国土交通大臣又は知事が定めた河川について、国土交通大臣又は知事と気象庁長官が共同して、その状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

種 類	情報名	概 要
洪水警報	氾濫発生情報	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき、又は急激な水位上昇によりまもなく氾濫する可能性のある水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

(2) 避難判断水位到達情報及び氾濫危険水位到達情報

水防法に基づき、国土交通大臣又は知事はその指定した河川について、水位又は流量を示して発表する水位情報をいう。

区 分	発 表 基 準
避難判断水位 到達情報	対象水位観測所の水位が避難判断水位に到達したとき。
氾濫危険水位 到達情報	対象水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したとき。

(3) 水防警報

水防法に基づき、国土交通大臣又は知事はその指定した河川について、水防活動のために発表する警報をいう。

区 分	発 表 基 準
水防警報	水位が氾濫注意水位に達し、上昇のおそれがあり、水防活動の必要が予測されたとき。

3 消防法に基づくもの

(1) 火災気象通報

消防法第 22 条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに長野地方気象台長が知事に対し通報し、長野県を通じて朝日村や松本広域消防本部に伝達される。

区 分	発 表 基 準
火災気象通報	長野地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。ただし、実施基準に該当する地域及び時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、通報を実施しない場合がある。

(2) 火災警報

消防法に基づき、一般に警戒を促すために発表する警報をいう。

区 分	発 表 基 準
火災警報	前項（1）の発表基準に準じる。

4 その他の情報

(1) 大雨警報・洪水警報の危険度分布（キキクル）等

警報の危険度分布（キキクル）等の概要

種 類	概 要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
大雨警報（浸水害）の危険度分布（浸水キキクル）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
危険度分布（キキクル）の色が持つ意味	<p>「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

(2) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から

翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（長野県北部、中部、南部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(3) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかけられる場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足する「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する長野県気象情報」、「顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの全般・関東甲信地方・長野県気象情報が発表される場合がある。

(4) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、長野県と長野地方気象台が共同で発表する。実際に危険度が高まっている場所は大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）で確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。

(5) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ危険度分布（キキクル）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。長野県の雨量による発表基準は、1時間100mm以上の降水が観測又は解析されたときである。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所を「危険度分布（キキクル）」で確認する必要がある。

(6) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（長野県北部・中部・南部）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認す

ることができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が、天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。

この情報の有効期間は発表からおおむね1時間である。

5 警報等の発表及び解除

警報等を発表及び解除する機関は、次のとおりとする。

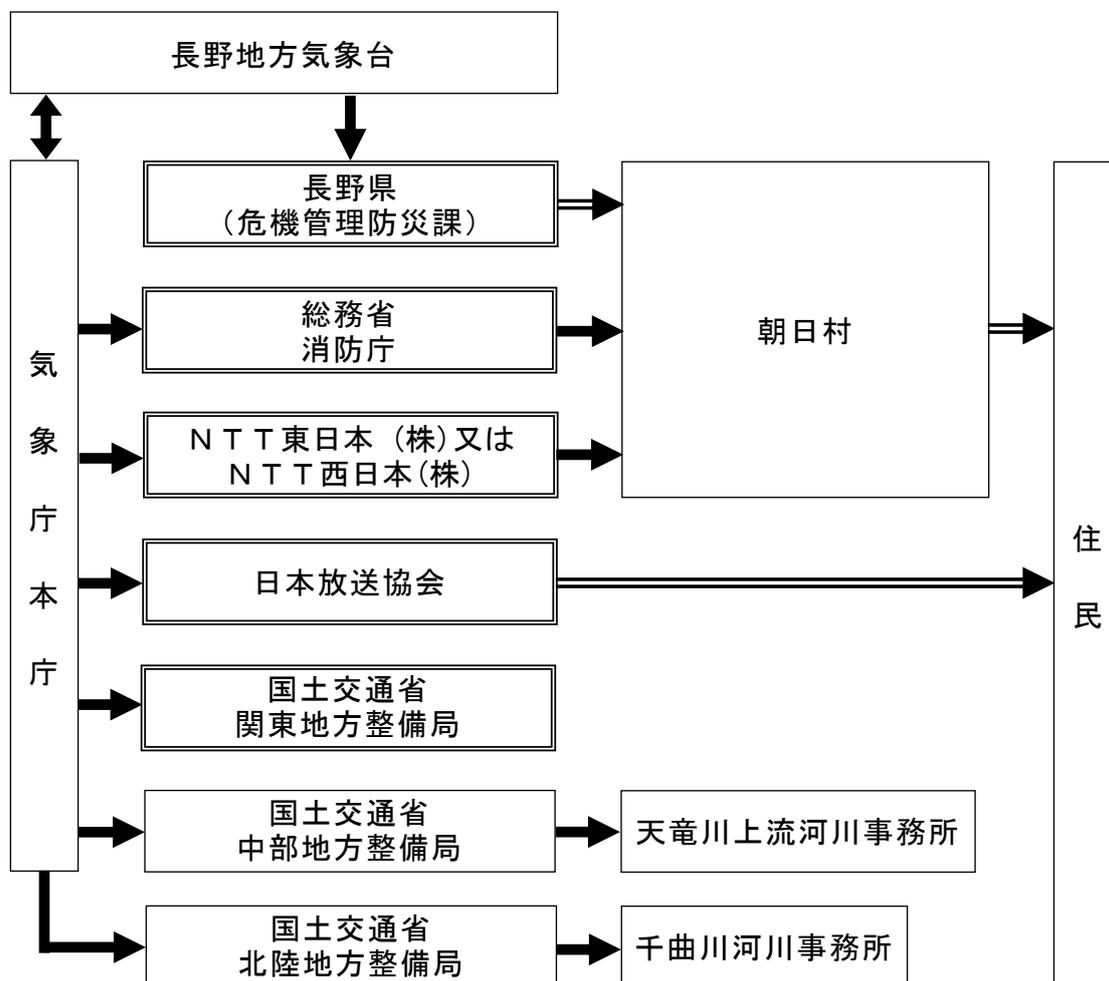
なお、注意報及び警報はその種類にかかわらず、新たな注意報又は警報の発表が行われたときには、自動的にきりかえられる。ただし、竜巻注意情報の有効時間は発表からおおむね1時間である。

警報等の種類	発表機関名	対象区域	
気象注意報 気象警報	長野地方気象台	県全域	
天竜川上流洪水予報 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台 国土交通省天竜川上流河川事務所	共同	国土交通大臣が協議して定めた河川（「洪水予報指定河川」という。）
千曲川・犀川洪水予報 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台 国土交通省千曲川河川事務所		
県管理河川洪水予報 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台 建設部河川課	共同	知事が指定した河川（「県の指定河川」という。）
水防警報	国土交通省千曲川河川事務所 国土交通省天竜川工事河川事務所	共同	国土交通大臣が指定した河川（「国の指定河川」という。）
	関係建設事務所		知事が指定した河川（「県の指定河川」という。）
火災気象通報	長野地方気象台	県全域あるいは一部	
火災警報	村長	村域	
避難判断水位到達情報、氾濫危険水位到達情報	国土交通省千曲川河川事務所 国土交通省天竜川上流河川事務所 関係建設事務所		国土交通大臣、知事が指定した河川
土砂災害警戒情報	長野地方気象台 建設部砂防課	共同	県全域
記録的短時間大雨情報	気象庁		県全域
竜巻注意情報	気象庁		県全域
全般気象情報	気象庁		全国
関東甲信地方気象情報	気象庁		関東甲信地方
長野県気象情報	長野地方気象台		長野県

別紙 2

1 気象情報及び警報等

警報等伝達系統



注1 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。

注2 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

2 通信途絶時の代替経路

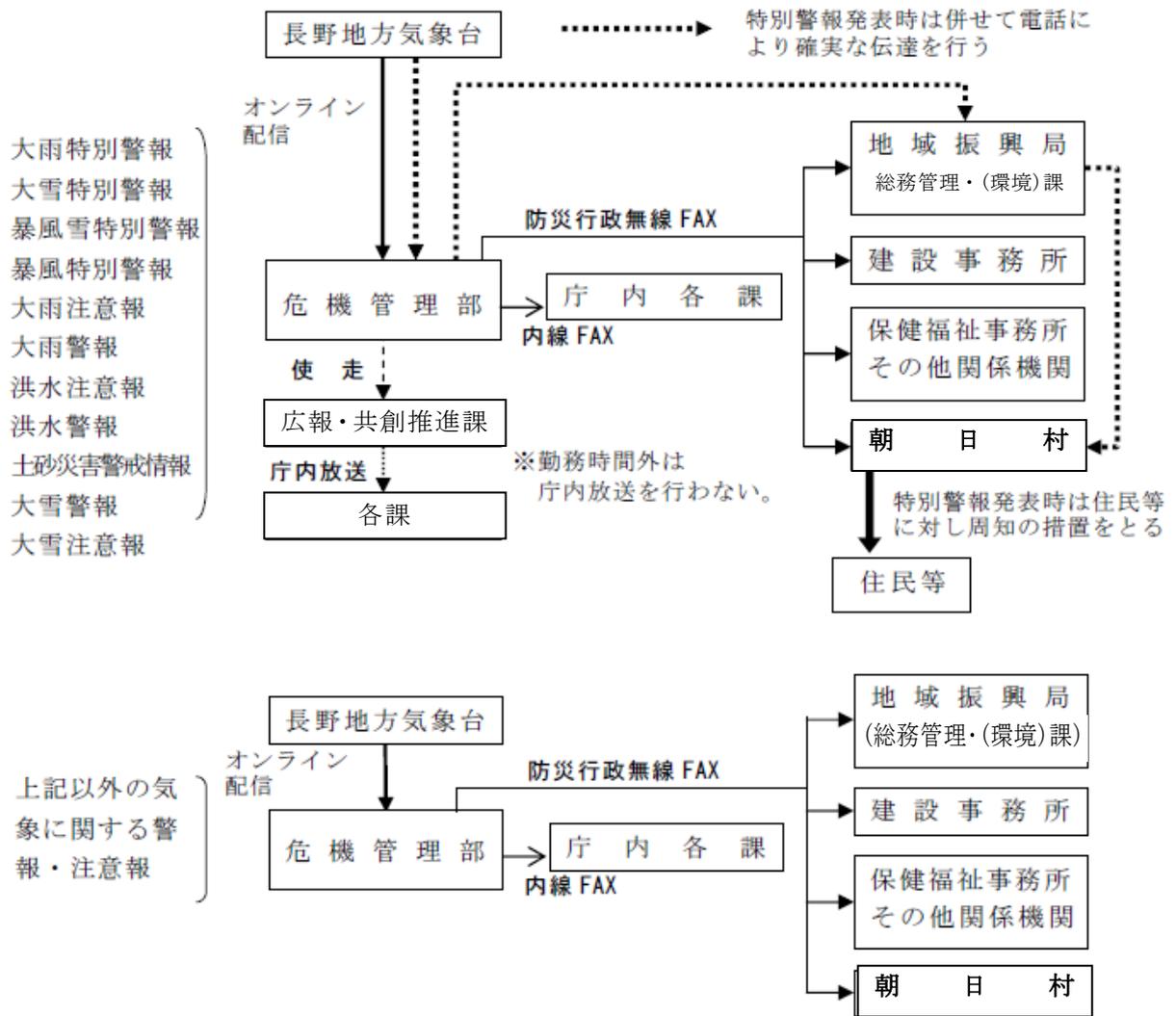
障害等により通常の通信経路が途絶した場合は、次の代替経路により伝達する。

代替経路も途絶した場合は、状況により可能な範囲で、気象台職員による手交、無線設備設置機関、その他関係機関の相互協力により伝達するよう努める。

《長野地方気象台からの伝達（代替経路）》

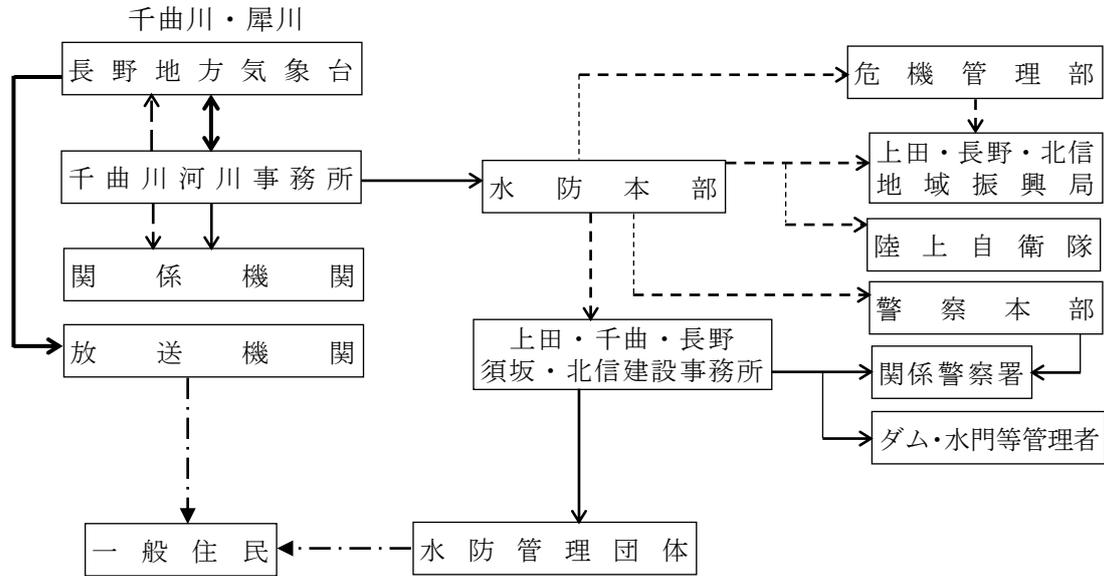
機 関 名	長野県防災行政無線	
長野県（危機管理部）	電 話	8-231-5208～5210
	F A X	8-231-8739
N H K 長 野 放 送 局	電 話	8-231-8840
	F A X	8-231-8841
北陸地方整備局（千曲川河川事務所）	電 話	8-231-8-299-8-84-741-284
	F A X	8-231-8-299-8-84-741-359

3 伝達系統図



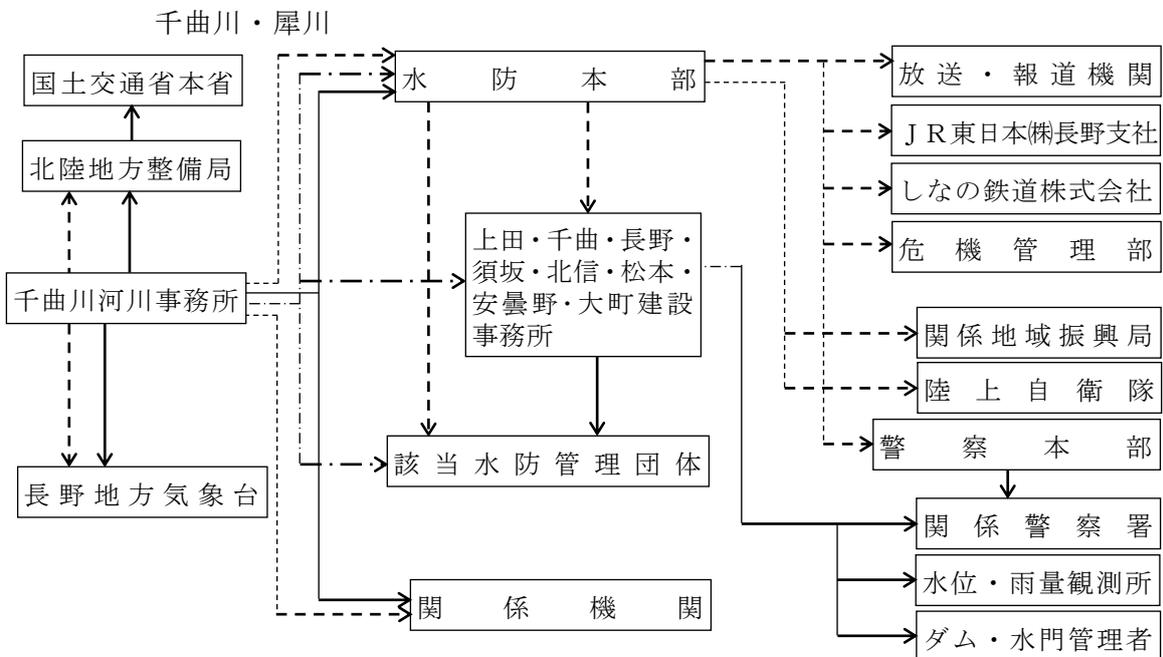
4 水防警報等伝達系統

ア 洪水予報指定河川に対する洪水注意報及び洪水警報



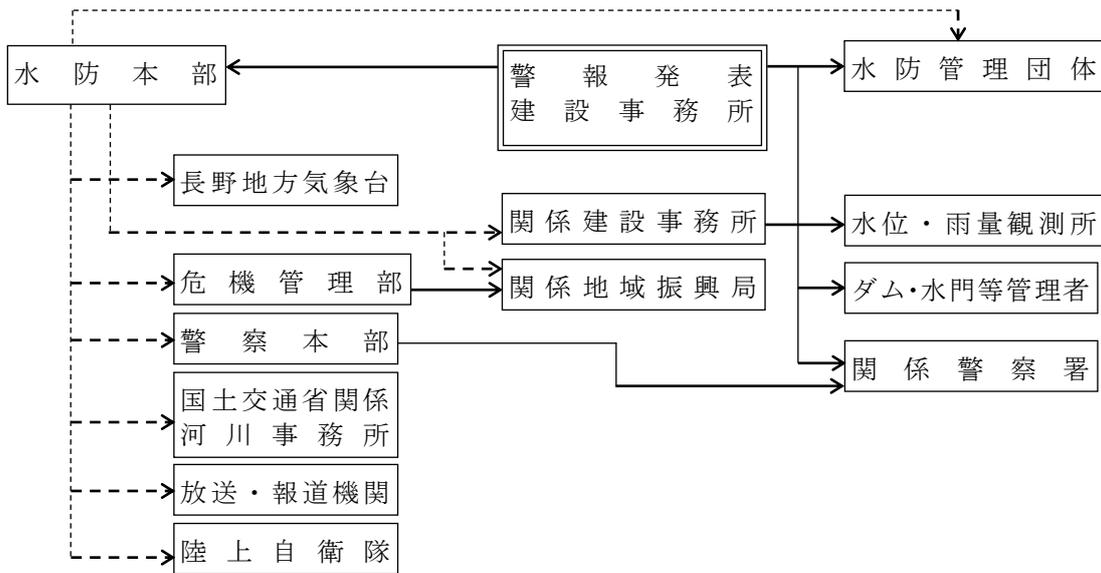
- (注) —は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。
は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。
 —は、長野地方気象台から関係機関への気象情報伝送システム等による伝達を示す。
 ----は、電子メールによる伝達を示す。
 -.-.-は、その他による伝達を示す。

イ 水防警報



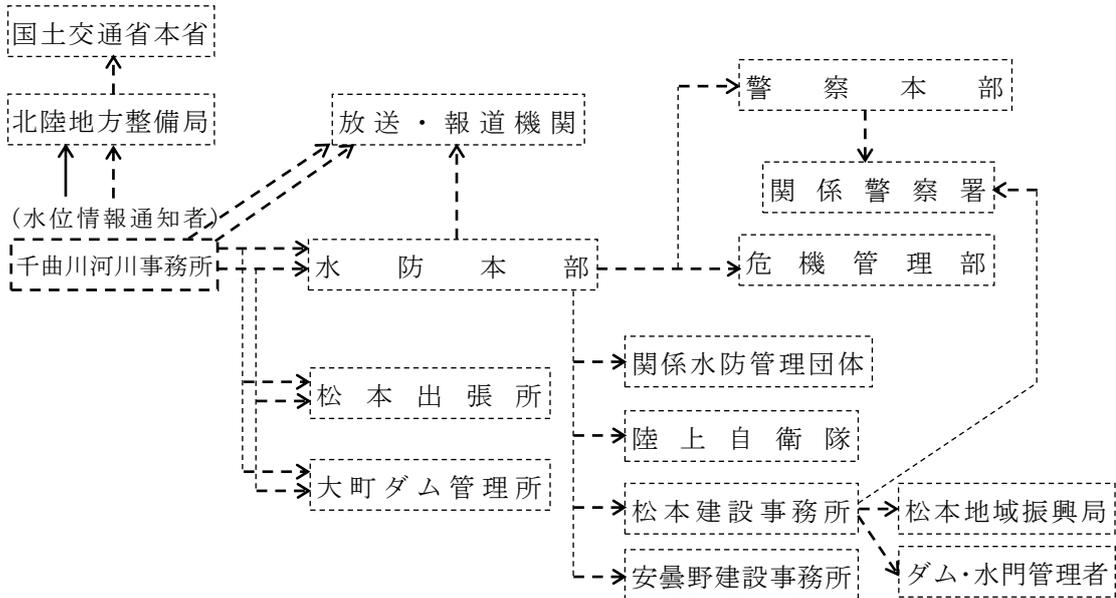
- (注) —は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。
 -.-.-は、HP「川の防災情報」(統一河川情報システム)による補助的伝達系統等を示す。
は、電子メールによる伝達を示す。

ウ 水防警報（知事が行うもの）



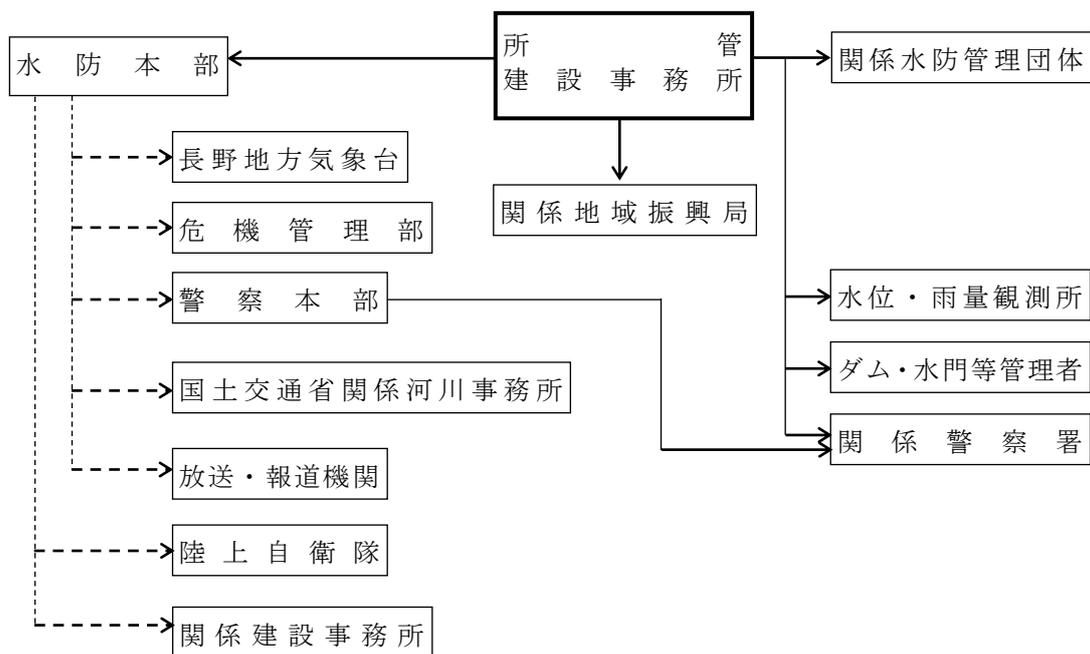
(注)——は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。
 -----は、電子メールによる伝達を示す。

エ 水位情報の通知（国土交通大臣が行うもの 犀川）



(注)——は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。
 -----は、電子メールによる伝達を示す。

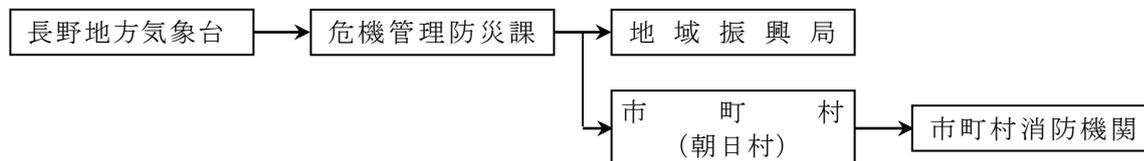
オ 水位情報の通知（知事が行うもの）



(注)-----は、電子メールによる伝達を示す。

——は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。

5 火災気象通報伝達系統



以降の計画は震災対策編を参照			
節	節名	震災対策編ページ使用	
第2節	災害情報の収集・連絡活動	155	
第3節	非常招集職員の活動	166	
第4節	広域相互応援活動	180	
第5節	ヘリコプターの運用計画	185	
第6節	自衛隊災害派遣活動	189	
第7節	救助・救急・医療活動	195	
第8節	消防・水防活動	198	
第9節	要配慮者に対する応急活動	203	
第10節	緊急輸送活動	208	
第11節	障害物の処理活動	210	

以降の計画は震災対策編を参照		
節	節名	震災対策編ページ使用
第12節	避難収容活動	213
第13節	孤立地域対策活動	224
第14節	食料品等の調達供給活動	226
第15節	飲料水の調達供給活動	229
第16節	生活必需品の調達供給活動	231
第17節	保健衛生、感染症予防活動	232
第18節	遺体の捜索及び処置等の活動	234
第19節	廃棄物の処理活動	236
第20節	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動	238
第21節	危険物施設等応急活動	239
第22節	電気施設応急活動	242
第23節	都市ガス施設応急活動	243
第24節	上水道施設応急活動	244

第 25 節 下水道施設応急活動

建設環境課

第 1 基本方針

市街化地域での内水による浸水は、家屋等の財産に損害を与えるばかりでなく、人命をも脅かすものであり、被害を最小限に抑えるため、適切な水防活動が必要である。

また、下水道施設等は、水道、電気、ガス等と並び、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、災害発生時においてもライフラインとしてのその機能の応急的な確保に努める必要がある。

このため、風水害による被害が発生した場合、まず被害規模等の情報の収集・連絡を行い、被害規模を早期に把握し、その情報に基づき応急対策の実施体制を整備する。さらに、関係機関の協力を得て、応急復旧作業に着手する。

第 2 対策

1 情報収集連絡、被害規模の把握

(1) 村

水道施設管理システムや水道施設監視システムを活用し、村が管理する下水道施設について、被害箇所及び被害状況を早期かつ的確に把握する。

2 応急対策の実施体制

(1) 村

ア 災害対策要領等に沿って、発災後、速やかに職員を非常招集し、情報収集連絡体制の確立、対策本部の設置等、必要な体制をとる。

イ 被害が甚大である場合には、長野県生活排水事業における災害応援ルール、日本下水道協議会中部地方支部災害応援協定等の広域応援協定等に基づき、他の地方公共団体に応援を求める等の措置を講ずる。

ウ 災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。

3 応急対策の実施

(1) 村

備蓄してある応急資材等の活用を図るほか、必要に応じて、建設業協会等の協力を得て、下水道の機能回復のために必要な緊急措置を講ずる。

ア 管渠

(ア) 管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンド等による止水、可搬式ポンプによる緊急送水、仮水路、仮管渠等の設置を行い、排水機能の回復を図る。

(イ) 工事施工中の箇所においては、被害を最小限にとどめるよう指揮監督し、必要な措置をとらせる。

イ 処理場

- (ア) 停電により、ポンプ場及び処理場の機能が停止又は低下した場合、自家発電装置によって、ポンプ場及び処理場の機能回復を図る。
- (イ) 処理場への流入水量の異常な増加により、二次災害の防止のため、やむを得ず緊急的な措置としてバイパス放流を行う場合は、速やかに連絡網により連絡を行う。
- (ウ) 処理場での下水処理機能が停止した場合においては、応急的に簡易処理を行う等の措置を講ずる。

(2) 住民

下水道が使用不能あるいは使用制限が必要になった場合には、これに協力する。

以降の計画は震災対策編を参照		
節	節名	震災対策編ページ使用
第 26 節	通信・放送施設応急活動	246
第 27 節	鉄道施設応急活動	247
第 28 節	災害広報活動	249
第 29 節	土砂災害等応急活動	251

第 30 節 建築物災害応急活動

第 1 基本方針

強風又は出水等により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。

第 2 対策

1 建築物

強風又は出水等により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。

(1) 村

ア 庁舎、社会福祉施設、村診療所、村営住宅、教育施設等については、速やかに被害状況を把握し、利用者の避難誘導等の必要な措置を講じる。

イ 住宅や宅地が被災した場合、二次災害から住民の安全の確保を図るため、必要に応じて被害状況を調査し、危険度の判定を実施する。

また、災害の規模が大きく、村において人員が不足する場合は、県もしくは近隣市町村に対して支援を求める。

ウ 必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。

(2) 建築物の所有者等

ア 建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずる。

イ 安全性が確認されるまで、建築物及び危険箇所への立入りの規制等を行うとともに、屋根材及び看板等の飛散・落下のおそれのあるものについて必要な措置を講ずる。

2 文化財

文化財は貴重な国民的財産であるため、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、被害状況を把握し、被害の拡大防止等の応急措置を行う。

(1) 村

ア 村教育委員会は、災害が発生した場合の所有者又は管理者が実施すべき対策について、万全を期すよう指導する。

イ 国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県に報告する。

ウ 被災した建造物内の文化財について、所有者や県等の関係機関と連携して応急措置をとる。

(2) 所有者

ア 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行う。

- イ 文化財の火災による焼失を防ぐための措置を行う。
- ウ 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、村教育委員会へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県、村教育委員会の指導を受けて実施する。（資料 34 文化財関係参照）
- エ 被災した建造物内の文化財について、県や村教育委員会等の関係機関と連携して応急措置をとる。

以降の計画は震災対策編を参照		
節	節名	震災対策編ページ使用
第 31 節	道路及び橋梁応急活動	256
第 32 節	河川施設等応急活動	257

第 33 節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

建設環境課、総務課

第 1 基本方針

風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また、二次災害が発生する場合もある。

被害を最小限に抑えるため、以下のような応急活動を行う。

第 2 対策

1 構造物に係る二次災害防止対策

(1) 村

ア 行政区域内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら、交通規制、応急復旧を行う。

イ 災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

2 危険物施設等に係る二次災害防止対策

<危険物関係>

(1) 村・松本広域消防局

ア 避難誘導措置等

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入りを制限する。

イ 危険物施設の緊急使用停止命令等

村長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、当該区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命じる。

ウ 災害時における連絡

危険物施設において災害時における連絡体制を確立する。

エ 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、危険物施設の実態に応じた応急対策を実施するよう危険物施設の管理者等に対して指導する。

<その他>

火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、毒物・劇物保管貯蔵、放射性物質使用施設等の二次災害の防止活動については、松本広域消防局と協力して、関係機関、住民等に対して指導徹底する。

3 河川施設の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害の防止

(1) 村

ア 被害の拡大を防止するため、水防活動を実施する。

イ 河川管理施設に二次災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。

ウ 風水害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川の機能を回復させる。

(2) 住民

被害の拡大を防止するため、水防活動に協力する。

4 風倒木対策

(1) 村

豪雨災害時には、溪流に押し出された倒木が、流路を閉塞し鉄砲水の原因となったり、下流で橋梁等の構造物と絡んで水害を助長する原因となる場合もあるため、倒木についても、必要に応じて除去等の応急対策を講ずる。

5 山腹・斜面及び溪流並びに施設にかかる二次災害防止対策

(1) 村

ア 県建設部が行う緊急点検結果の情報に基づき、避難指示等の必要な措置をとる。

イ 専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難、応急対策を行う。

以降の計画は震災対策編を参照		
節	節名	震災対策編参照ページ
第 34 節	ため池災害応急活動	259

第 35 節 農林水産物災害活動

産業振興課

第 1 基本方針

被害状況の早期・的確な把握に努め、農作物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物、森林の病害虫や家畜等の感染性疾病の発生・まん延防止のための防除、倒壊した立木等による二次災害防止のための除去を行う。

また、被災した農林水産物の生産、流通、加工施設等について、速やかな復旧に努める。

第 2 対策

1 農水産物災害応急対策

被害を受けた作物の技術指導は、村、県及び農業団体等が協力して行うとともに、病害虫、家畜疾病の発生・まん延防止の徹底に努める。

また、被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を進める。

(1) 村

ア 農業農村支援センター、農協等関係機関と連携をとり、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を松本地域振興局に報告する。

イ 農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に対する技術対策を農協関係機関と連携をとり、速やかに農業者に周知徹底する。

(2) 住民

村等が行う被害状況調査や応急復旧対策に協力するとともに、農協等の指導に基づき、農作物等被害の拡大防止、病虫害の発生防止のための作目別の応急対策（下記）を実施するとともに、被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を進める。

<作目別の主な応急対策>

ア 水稲

(ア) 浸水・冠水したものは排水に努め、排水後、直ちにいもち病、黄化萎縮病、白葉枯病の防除を行う。

(イ) 土砂流入田は、茎葉が3分の2以上埋没した場合、土砂を取り除く。

(ウ) 水路等が損壊した場合は、修理し、かん水できるようにするが、かん水不能の場合は、揚水ポンプ等によるかん水を行う。

イ 果樹

(ア) 浸水・滞水している園は、速やかな排水に努めるとともに、根が障害をうけないよう土砂の排除、中耕等を行う。

(イ) 倒伏、枝折れ、枝裂け、果樹棚の破損等の応急処置に努める。

(ウ) 病害虫の発生防止のための防除を行う。

(エ) 果実や葉に付着した泥は、直ちに洗い流す。

(オ) 病害虫の発生防止のための薬剤散布を行う。

(カ) 傾いた支柱やハウス破損等の応急処置に努める。

ウ 野菜及び花木

(ア) 浸水・滞水している園は、速やかな排水に努めるとともに、表土が乾き次第、浅く中耕し、生育の回復を図る。

- (イ) 病害虫の発生防止のための薬剤散布を行う。
- (ウ) 傾いた支柱やハウス破損等の応急処置に努める。
- (エ) 茎葉に泥等が付着している場合は、水洗、洗浄を行う。

エ 畜産

- (ア) 畜舎に流入した土砂はきれいに排出するとともに、畜舎内外の水洗・消毒を十分行う。また、乾燥を図り、疾病及び病害の発生を防ぐ。
- (イ) 倒状した飼料作物は、被害の著しい場合は速やかに刈取りサイレージとし、軽微な場合は回復を待って、適期、刈取りに努める。

オ 水産

養殖場に流入した土砂はきれいに排出するとともに、斃死魚の除去を図り、疾病及び病害の発生を防ぐ。

2 林産物災害応急対策

倒木や損傷した素材、製材品については、二次災害の拡大防止のため、速やかに除去するとともに、森林病虫害の発生防除等の徹底に努める。また、被災した生産、流通、加工施設等の速やかな復旧を進める。

(1) 村

被害状況を調査し、その結果を県に速やかに報告するとともに、応急復旧のため、技術指導等必要な措置をとる。

(2) 住民

村等が行う被害状況調査や応急復旧に協力する。

第 36 節 文教活動

教育委員会

第 1 基本方針

保育園、小学校、中学校（以下この節において「学校等」という。）は、児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）を収容する施設であり、災害発生時においては、学校長（以下この節において「学校長等」という。）の適切・迅速な指示のもと、児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。

このため、村は、あらかじめ定められた計画に基づき、避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与等の措置を行う。

第 2 対策

1 児童生徒等に対する避難誘導

学校長等は、災害発生に際して、あらかじめ定めた計画に基づき、児童生徒等の人命の保護を第一とした避難誘導活動に努める。

(1) 村

ア 学校長等は、風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、児童生徒等の安全を確保するために、あらかじめ定めた計画（土砂災害警戒区域内に立地する施設にあっては避難確保計画）及び以下の事項に留意し、適切な避難誘導措置をとる。

(ア) 児童生徒等が登校する前の措置

台風や大雨に関する情報の収集に努め、風水害が発生又は発生するおそれのある場合は、休校の措置をとるものとし、情報配信システムの一斉配信メール等により児童生徒及び保護者等に周知するとともに、村教育委員会（以下「村教委」という。）にその旨連絡する。

(イ) 児童生徒等が在校中の場合の措置

a 情報収集に努め、道路閉鎖や交通機関の運行に支障が生ずる前に、情報配信システムの一斉配信メール等を活用し、安全な方法で下校又は保護者への引渡しを行う。

b 村長等から避難指示又は指示があった場合及び学校長等の判断により、児童生徒等を速やかに指示された避難場所・施設へ誘導する。

c 全校の児童生徒等の避難状況を正確に把握し、負傷した児童生徒等に適切な処置を行うとともに所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出に当たる。また、避難状況を村教委に報告するとともに保護者及び関係機関に連絡する。

(ウ) 児童生徒等の帰宅、引渡し、保護

a 児童生徒等を帰宅させる場合は、道路の状況、交通機関の運行状況、崩落、河川の氾濫等の状況を十分把握した上で、児童生徒等の安全を配慮し、下校の方法を決定する。決定後、一斉情報配信システムにて、保護者へ下校情報を発信する。

b 災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団で下校するか、保護者に、直接、引渡す等の措置をとる。

- c 災害の状況及び児童生徒等の状況等により、帰宅させることが困難な場合は、学校等又は避難所において保護する。

2 応急教育計画

学校等においては、災害時の教育活動に万全を期するため、教職員及び学校等施設・設備を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

(1) 村

ア 県教委の指導及び支援を得て、村教委は、災害時における教育活動に万全を期するため、下記事項に留意して、災害発生時の対応、応急教育に関する対策を講ずる。

(ア) 学校等施設・設備の確保

- a 学校等施設・設備に係る被害の状況を調査し、授業実施の具体策を立てて応急措置を実施する。
- b 学校等施設・設備の被害の程度が大きく、残存施設・設備で授業実施困難な場合及び避難所として施設を提供したため長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近隣の県立・市町村立学校等の施設、その他公共施設の利用を図るための総合調整を行う。

(イ) 教職員の確保

災害により教職員に不足を来し、教育活動の継続に支障が生じている学校等がある場合、教職員を確保し、教育活動が行える態勢を整える。

(ウ) 学校給食の確保

学校給食用物資（小麦粉、米穀、脱脂粉乳、牛乳）の補給に支障を来しているときは、（公財）長野県学校給食会等と連絡をとり、必要な措置を講ずる。

イ 学校長等は、災害が発生した場合、あらかじめ定めた防災計画及び以下の事項に留意して、応急教育の円滑な実施を図る。

(ア) 被害状況の把握

児童生徒等、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、村教委及び関係機関へ報告又は連絡する。

(イ) 教職員の確保

災害の推移を把握するとともに教職員を掌握し、できるだけ早期に平常の教育に復するよう努め、教職員に不足を生じた場合は、村教委と連絡をとり、その確保に努める。

(ウ) 教育活動

- a 災害の状況に応じ、村教委と連絡の上、臨時休校等適切な措置を講ずる。この場合、できるだけ早く平常授業に戻すよう努め、その時期については早急に保護者に連絡する。
- b 被災した児童生徒等を学校等に収容することが可能な場合は、収容して応急の教育を行う。
- c 指定避難所等に避難している児童生徒等については、地域ごとに教職員の分担を定め、実情の把握に努め、指導を行う。
- d 授業の再開時には、村及びその他関係者と緊密な連絡のもとに登下校の安全確保に努めるとともに、健康・安全指導及び生徒指導に留意する。

(エ) 児童生徒等の健康管理

- a 必要に応じ、建物内外の清掃、飲料水の浄化、感染症の予防措置等保健衛生に関する措置を講ずる。
- b 授業再開時には、必要に応じ、教職員を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施するよう努める。

(オ) 教育施設・設備の確保

- a 学校等施設の点検、安全確認を行い、危険箇所への立入禁止等の措置を行う。
- b 施設・設備に災害を受けた場合は、授業継続に利用できる残存教育施設・設備について調査し、校舎内外の整備復旧に努める。
- c 残存施設・設備のみで授業を実施することが困難な場合及び避難所として施設を提供したため、長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近隣の県立・市町村立学校等の施設、その他公共施設の利用を図り、授業の実施に努める。

(カ) 学校給食の確保

学校給食用物資（小麦粉、米穀、脱脂粉乳、牛乳）の補給に支障を来しているときは、村教委と連絡をとり、必要な措置を講ずる。

また、災害の状況に応じ、学校給食用施設・設備の提供等、被災者対策に可能な限り協力する。

3 教科書の供与及び就学援助

村及び県は、被災した児童生徒等の学習を支援するために教科書の供与や、授業料の減免等の措置を実施する。

(1) 村

ア 教科書の供与

所管する学校における教科書の必要数量を把握し、調達及び配分を行う。

村における調達が困難なときは、松本教育事務所を経由して県教委に調達のあっせんを依頼する。

イ 就学援助

被災した児童生徒等のうち就学困難な状態の者に対して、就学援助の方法を定めその実施に努める。

以降の計画は震災対策編を参照		
節	節名	震災対策編ページ使用
第 37 節	飼養動物の対策	266
第 38 節	ボランティアの受入れ体制	267
第 39 節	義援物資、義援金の受入れ体制	269
第 40 節	災害救助法の適用	270
第 41 節	観光地の災害応急対策	275

第4章 災害復旧・復興計画

以降の計画は震災対策編を参照		
節	節名	震災対策編ページ使用
第1節	復旧・復興の基本方針の決定	278
第2節	迅速な現状復旧の進め方	279
第3節	計画的な復興	281
第4節	資金計画	283
第5節	被災者等の生活再建等の支援	284
第6節	被災中小企業等の復興	289
第7節	被災した観光地の復興	290